

## 平成24年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[行政法]

**X**は、**A**市内において個人でタクシー事業（一般乗用旅客自動車運送事業）を営む者であるが、道路運送法9条の3に基づいて、運賃を従来の500円から480円に値下げする申請を行った。

**A**市は、国土交通省の**B**陸運局の管内にあり、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃にかかる認可は、国土交通大臣から**B**陸運局長に委任されているところ、認可にかかる具体的な審査基準については、**B**陸運局長が、「審査基準公示」と題する基準を設定し、公にしていた。

**B**陸運局長は、**X**の申請は、**A**市内におけるタクシー事業者の間にダンピング競争を引き起こすおそれがあると判断し、「貴殿の申請は、道路運送法第9条の3第2項第3号に適合しないと認められますので、これを却下します。」との一文を処分理由として付し、申請却下処分（以下、「本件却下処分」という。）を行った。

**X**は、これに対して本件却下処分の取消訴訟を提起しようと考えている。

以上の事実を前提にして、次の設問に答えなさい。

- (1) **X**は、取消訴訟においてどのような違法事由を主張することができるか。上記の事実の中から、行政手続法に関わる違法事由を1つ取り上げ、それについて論じなさい。
- (2) 本件却下処分が、**X**の提起した取消訴訟において、設問(1)で論じた違法事由を理由に取り消された場合、処分庁である**B**陸運局長は、当該取消判決との関係でどのような拘束を受けるか。具体的に説明しなさい。

【100点】

[参照条文]

## ■道路運送法（昭和26年6月1日法律第183号）

（一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

**第9条の3**① 一般乗用旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金……を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

② 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしてなければならない。

一、二 （略）

三 他の一般旅客自動車運送事業者との間に不当な競争を引き起こすこととなるおそれがないものであること。

四 （略）

③、④ （略）